

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日
がとけは、
その翌日)

目次

- ◇ 告 示 町等の区域の変更
字の区域の変更等
- 土地改良法による換地処分(二件)
- 土地改良法による換地計画の決定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定

告 示

鳥取県告示第百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十九号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下味野地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十六年九月三日現在の地番による。)
上味野字下狭間	上味野字下狭間のうち一八から二〇までと一体をなす国有地の一部以外の区域
上味野字三本木	上味野字三本木のうち五三と一体をなす国有地の一部以外の区域、上味野字下狭間一八から二〇までと一体をなす国有地の一部並びに上味野字青木下夕四三の一部、四三の一の一部及び四三の二の一部並びに四二の一、四二の二及び四四と一体をなす国有地の一部
上味野字青木下夕	上味野字青木下夕のうち四三の一部、四三の一の一部及び四三の二の一部並びに四二の一、四二の二、四三、四三の一、四三の二、四四及び四五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
源太字西割	源太字西割の全域並びに上味野字青木下夕四二の二、四三、四三の一、四三の二、四四及び四五の一と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による加勢蛇川地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年一月二十一日現在の地番による。）</p>
<p>大字逢東字下松河原</p>	<p>大字逢東字下松河原のうち六一の一部、六三の一部、六四の一部、六五、六六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字逢東字東大深田五一の一、五四の一、五五、五五の一、五六の一、五六の二、五六の四、五七の一、五七の五及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字西大深田七三の一部、七四の一部、七四の二から七四の三までの一部、七四の五の一部、七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字逢東字上松河原二七六の一の一部</p>
<p>大字逢東字東大深田</p>	<p>大字逢東字東大深田のうち五一の一、五三の三、五四の一、五五、五五の一、五六の一、五六の二、五六の四、五七の一、五七の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字逢東字西大深田</p>	<p>大字逢東字西大深田のうち六七の二の一部、六九の一部、七〇の一部、七〇の一、七一、七二の一部、七三の一部、七四の一部、七四の二から七四の三までの一部、七四の五の一部、九二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字逢東字御供田</p>	<p>区域、大字逢東字御供田二三の一、二三の八の一部、二四の一、二四の二の一部、二四の五の一部、二五の二、三五の一、三六の一、三六の三、三七の一、三七の三及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字東大深田五三の三、大字逢東字下松河原六一の一部、六三の一部、六四の一部、六五、六六及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字鶴喰九三から九五までの一部並びに大字逢東字上松河原二七二から二七五まで、二七六の二の一部、二七七の二の一部、二七八の二の一部、二八〇の二から二八〇の三までの一部、二八〇の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字逢東字鶴喰</p>	<p>大字逢東字鶴喰のうち九三から九五までの一部、一〇五の一部、一〇五の二の一部、一〇六の一部、一〇八の一部、一一〇から一一二までの一部、一一三、一一三の二、一一四、一一四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字逢東字御供田二三の八の一部、二四の二の一部、二四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字西大深田六七の二の一部、六九の一部、七〇の一部、七一、七二の一部、九二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字竹光一一六の二の一部、一一六の三、一一七、一一八の二、一一八の三、一一九、一二〇、一二一の二から一二一の三まで、一二三の四、一二三の八、一二三の九及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字箱吹二五四の一部、二五五の一部、二五六、二五七の一部、二五八の一部、二五九、二五九の二、二六〇の二の一部、二七一の二の一部、二七一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字逢東字上松河原二八〇の二の一部、二</p>

<p>大字逢東字上ハ 槌</p>	<p>大字逢東字上風 呂屋谷</p>	<p>大字逢東字比丘 尼寺</p>	<p>大字逢東字竹光</p>
<p>大字逢東字鶴喰一〇五の一部、一〇六の一部、一〇八の一部、一一〇から一二までの一部、一一三、一一三の一一四、一一四の一及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字下モ上ハ槌二二〇の一部、二二〇の一の一部、二二二、二二二、二二三の一、二二三の一部、二二三の一の一部、二二四、二二四の一、二二四の一次一の一部、二二五の一部、二二六の一部、二二七の一部及びこれらと一体を</p>	<p>大字逢東字上風呂屋谷のうち四八九、四八九の一、四九〇、四九〇の一、四九一の一、四九一次一、四九二の一、四九四の一、四九五の一、四九六の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字逢東字比丘尼寺の全域、大字逢東字鶴喰一〇五の一部、一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字竹光一一五の一、一一五の三、一一六の一の一部、一一六次一、一一七の一部、一二五次一及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字下モ上ハ槌二二〇の一部、二二〇の一の一部、二二五の一部、二二五の一、二二六の一部、二二六の一、二二六の二、二二七の一部、二二七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字逢東字上風呂屋谷四九〇の一部、四九一の一の一部、四九一次一の一部、四九二の一、四九四の一、四九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>八〇の二の一部、二八三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字逢東字竹光のうち一一五の一、一一五の三、一一六の一、一一六次一、一一六の三、一一七、一一八の一、一一八の二、一一九、一二〇、一二一の一から一二一の三まで、一二三の四、一二三の八、一二三の九、一二五次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字逢東字梶田</p>	<p>大字逢東字下モ上ハ槌</p>	<p>大字逢東字下モ上ハ槌</p>	<p>大字逢東字下モ上ハ槌二二三の一部、二二三の一の一部、二二四の一次一の一部、二二七の一部、二二七の一の一部、二二八、二二八の一及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字上ハ槌二二九の一部、二三〇の一部、二三〇の一の一部、二三一から二三三まで、二三三の一、二三四の二、二三四の三まで、二三五、二二六次一、二二六の二、二三七、二三七) 合併の一部、二三九の一部、二四〇から二四二まで、二四三) 合併の一部、二四四の一、二四六の一部、二四七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字下ノ垣四七〇の一部、四七二の一部、四七三、四七四、四七四の一、四七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字梶田四七六の一部、四七六の一の一部、四七七の三の一部、四八六の一部、四八七、四八七の一、四八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字逢東字上風呂屋谷四八九、四八九の一、四九〇の一部、四九〇の一、四九一の一の一部、四九一次一の一部、四九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字逢東字河原 端</p>	<p>大字逢東字上松 河原</p>	<p>部、四九六の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字逢東字河原のうち三二八の一、三二八の二、三二九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大</p>	<p>大字逢東字上松河原のうち二七二から二七五まで、二七六の一、二七七の一の一部、二七八の一の一部、二八〇の一から二八〇の三までの一部、二八〇の四、二八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字逢東字笛吹二五四の一部、二五七の一部、二五八の一部、二六〇の一の一部、二六〇の二、二六一、二六二、二六三の一部、二六六の一の一部、二六六次一、二六六の二、二六六の三から二六六の六までの一部、二六六の七、二六七、二六七の一、二六八、二六九、二七〇の二から二七〇の四まで、二七一の一の一部、二七一次一、二七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字逢東字土井ノ下二八七の二から二八七の三まで、二八八の一、二八八の二、二八九の二、二九〇の一、二九〇の二、二九一の一、二九一の二、二九二の一、二九二の二、二九三、二九四、二九四の一から二九四の三まで、二九五、二九六の一、二九六の二、二九七、二九八の一、二九八の二、二九九、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一から三〇五まで、三〇五の一、三〇五次一、三〇六、三〇六の一、三〇七、三〇八、三〇八の一、三〇九、三一〇の一、三一〇の二、三一〇の三、三一〇の四から三一〇の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字逢東字土井ノ下のうち二八七の一から二八七の三まで、二八八の一、二八八の二、二八九、二九〇の一、二九〇の二、二九一の一、二九一の二、二九二の一、二九二の二、二九三、二九四、二九四の一から二九四の三まで、二九五、二九六の一、二九六の二、二九七、二九八の一、二九八の二、二九九、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一から三〇五まで、三〇五の一、三〇五次一、三〇六、三〇六の一、三〇七、三〇八、三〇八の一、三〇九、三一〇の一、三一〇の二、三一〇の三、三一〇の四から三一〇の五まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字逢東字河原のうち三二八の一、三二八の二、三二九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大</p>	<p>大字逢東字繩手ノ下</p>	<p>字逢東字上八樋二四七の一部、二四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字笛吹二五四の一部、二六三の一部、二六四の二から二六四の四まで、二六五、二六六、二六六の一の一部、二六六の二から二六六の六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字土井ノ下二九三の一部、二九四の一部、二九四の一の一部、二九五の一部、二九六の一部、二九六の一の一部、二九七、二九八の一、二九八の二、二九九、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一から三〇五まで、三〇五の一、三〇五次一、三〇六、三〇六の一、三〇七、三〇八、三〇八の一、三〇九、三一〇の一、三一〇の二、三一〇の三、三一〇の四から三一〇の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字繩手ノ下四〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字逢東字寺田四三二から四三三までの一部、四三三から四四五まで、四四六の一部、四四六の二の一部、四四七から四五〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字逢東字河原のうち三二八の一、三二八の二、三二九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大</p>	<p>大字逢東字繩手ノ下</p>	<p>大字逢東字繩手ノ下のうち四〇三、四〇四の二、四〇六の二、四〇七の一、四〇八の一の一部、四〇八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字逢東字上八樋二四三(四三)合併の一部、二四五、二四五の一、二四六の一部、二四七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東溝尻四一三の一部、四一三次一の一部、四一三の二から四一三の四までの一部、四一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字松山四二六の一部、四二六次一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字寺田四二七から四三一まで、四三二から四三四までの一部、四四六の一部、四四六の二の一部、四四七から四五〇までの一部、四五二、四五二次一、四五二、四五三、四五四の一部、四五四の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字逢東字下ノ垣四五五の一部、四五五次一の一部、四七〇の一部、四七一の一部、四七二の一部、四七</p>

<p>大字逢東字溝尻</p> <p>二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字逢東字溝尻のうち四一三の一の一部、四一三次一の一部、四一三の二から四一三の四までの一部、四一六の一の一部、四一六の三、四一七、四一八の一、四一九の一、一三三四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字逢東字松山口四二二の一、四二三の一、四二四の一、四二五の一、四二五の二、四二六の一部、四二六次一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字寺田四五四の一及びこれと一体をなす国有地並びに大字逢東字下ノ垣四五五の一の一部、四五五次一の一部、四五五の二、四五五の三、四五六の一から四五六の三まで、四五七の一から四五七の三まで、四五八から四五八まで、四六六の一の一部、四六七の一、四六九の一の一部、四七〇の一部、四七一の一部、四七一の一、四七二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字逢東字下ノ垣</p> <p>大字逢東字下ノ垣のうち四五五の一、四五五次一、四五五の二、四五五の三、四五六の一から四五六の三まで、四五七の一から四五七の三まで、四五八から四五八まで、四六六の一、四六六の二、四六七の一、四六九の一から四六九の三まで、四六九の六、四七〇、四七一、四七二の一、四七二、四七二の一、四七三、四七四、四七四の一、四七五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字逢東字松山</p> <p>大字逢東字松山口のうち四二二の一、四二三の一、四二四の一、四二五の一、四二五の二、四二六、四二六次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字逢東字神子</p> <p>大字逢東字神子森の全域、大字逢東字河原端三二八の一、三二八の二、三二九、三三〇の一、三三二の一、三三二の二、三三二の三、三三三の一及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字宝大神三三八から三四一まで、三四二の一</p>
<p>大字逢東字宝大神</p> <p>部、三四三の一部、三四四の一、三四四の二、三四六の一、三四七の一、三五一の三、三五二の二から三五二の三まで、三五三の一、三五三の二、三五四の一、三五四の二の一部、三五五の一部、三五六の一、三五六の二の一部、三五七の一部、三三〇の一の一部、三三〇の二の一部、三三〇の三及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字八反田三六一の一の一部、三六二の二、三六二の四の一部、三六二の五の一部、三六三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字中瀬田三八七の一部、三八八の一部、三八九〇合併の一部、三九五の一の一部、三九五次一、三九五の二の一部、三九六、三九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字逢東字宝大神三四二の一部、三四三の一部、三四四の二の一部、三五五の一部、三五六の二の一部、三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字八反田三五八の一部、三五八の一の一部、三五九、三五九の一、三六〇、三六〇の一、三六一、三六一の一の一部、三六二の一の一部、三六二の三から三六二の五までの一部、三六三の一部、三六四、三六五の一部、三六六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字中瀬三六七の一部、三六八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字逢東字中瀬田</p> <p>大字逢東字中瀬田のうち三八七の一部、三八八の一部、三八九〇合併の一部、三九五の一の一部、三九五次一、三九五の二の一部、三九六、三九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字逢東字宝大神三四二の一部、三四三の一部、三四四の二の一部、三五五の一部、三五六の二の一部、三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字八反田三五八の一部、三五八の一の一部、三五九、三五九の一、三六〇、三六〇の一、三六一、三六一の一の一部、三六二の一の一部、三六二の三から三六二の五までの一部、三六三の一部、三六四、三六五の一部、三六六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字中瀬三六七の一部、三六八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字逢東字中瀬田</p> <p>大字逢東字中瀬田のうち三八七の一部、三八八の一部、三八九〇合併の一部、三九五の一の一部、三九五次一、三九五の二の一部、三九六、三九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字逢東字宝大神三四二の一部、三四三の一部、三四四の二の一部、三五五の一部、三五六の二の一部、三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字八反田三五八の一部、三五八の一の一部、三五九、三五九の一、三六〇、三六〇の一、三六一、三六一の一の一部、三六二の一の一部、三六二の三から三六二の五までの一部、三六三の一部、三六四、三六五の一部、三六六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字中瀬三六七の一部、三六八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		

<p>大字逢東字繩手ノ上三七八の四の一部、三七八の五の一部、三八〇の二の一部、三八〇次一の一部、三八一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八二と一体をなす国有地の一部、大字逢東字繩手ノ下四〇三、四〇四の二、四〇六の二、四〇七の二の一部、四〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字逢東字溝尻四一七の一部及び四一八の二の一部</p>	<p>大字逢東字繩手ノ上のうち三七八の四の一部、三七八の五の一部、三八〇の二の一部、三八〇次一の一部、三八一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七四の二、三七五の三、三七六の三、三七六の四、三七八の九から三七八の一まで、三七九の三及び三八二と一体をなす国有地以外の区域、大字逢東字八反田三六二の二の一部、三六二の三の一部、三六五の一部、三六六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字中瀬三六七の一部、三六八の一部、三六九の一部、三六九の二の一部、三七〇の二の一部、三七二の二、三七二の三、三七三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字中瀬田三八七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字逢東字溝尻四一六の三、四一七の一部、四一八の二の一部、四一九の二、一三三四及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字逢東字中瀬のうち三六七から三六九まで、三六九の二、三七〇の二、三七二の二、三七二の三、三七三の二、三七三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字下伊勢字八反田のうち四の一部、六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四の二、一九から二一まで、二二の二、二三及び二六から三〇までと一体をなす国有地以外の区域、大字下伊勢字竹下三六の一部、三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字宝大神三五七の一部、一三〇〇の二の一部、一三〇〇の二の一部及び</p>
<p>びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字八反田三五八の一部、三五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字逢東字中瀬三六八の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字下伊勢字竹下のうち三六の一部、三七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下伊勢字八反田四の一部、六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四の二、一九から二一まで、二二の二、二三及び二六から三〇までと一体をなす国有地の一部、大字下伊勢字五反田四五の二の一部、四五の二の一部、四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字逢東字中瀬三六八の一部、三六九の一部、三六九の二の一部、三七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字下伊勢字五反田のうち四五の二の一部、四五の二の一部、四六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字下伊勢字中畦のうち六二の二の一部、六二の二の一部、六二の四の一部、六三の三の一部、六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下伊勢字繩手下の全域、大字下伊勢字賀河ヶ坪のうち五三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字下伊勢字屋奈伊垣七三の二の一部、大字下伊勢字四反田一六八の一部及びこれと一体をなす国有地大字下伊勢字堂免一七七の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字宮ノ前一七九の一部、一八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上伊勢字下ノ屋敷一七の三、一八の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字下伊勢字竹下</p>	<p>大字下伊勢字五反田</p>	<p>大字下伊勢字中畦</p>	<p>大字下伊勢字三反田</p>

大字逢東字野中	<p>大字逢東字野中のうち九六三の一部、九六四の一部、九六五の一部、九七二の一部、九七二の二の一部及び七二の二の一部</p>	大字下伊勢字門畑	<p>大字下伊勢字屋奈伊垣七三の一部、七四の一部、七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字野際九一の一部、九二、九三の一部、九四の一部、九五の二の一部、九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字於曾婆九六、九七、九八の二、九九から一〇三まで、一〇四の二の一部、一一一の二の一部、一一二の二の一部、一一三から一一四まで、一一五の二から一一五の三まで、一一六から一一八まで、一一九、一二一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字門畑一四五の一部、一四六の一部、一四七の二の一部、一四七の二の一部、一四八、一四九から一五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字東出口一五二、一五三の二、一五四の二、一五五の二の一部、一六二の二、一六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字四反田一六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字逢東字野中九七二の二の一部及び九七二の二の一部</p>		<p>びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字屋奈伊垣六八、六九、六九の二、七〇、七一、七二の二から七二の四まで、七三の二の一部、七四の一部、七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字野際九一の一部、九三の一部、九四の一部、九五の二の一部、九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字門畑一四九から一五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字逢東字繩手ノ上三七四の二、三七五の三、三七六の三、三七七、三七八の九から三七八の一まで及び三七九の三と一体をなす国有地、大字逢東字野中九六三の一部、九六四の二の一部、九六五の一部、九七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>						
大字下伊勢字東出口	<p>大字下伊勢字東出口のうち一五二、一五三の二、一五四の二、一五五の二、一六二の二、一六三の二から一六三の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一六二の二と</p>	大字下伊勢字内海中	<p>大字下伊勢字内海中のうち二五八から二六三までと一体をなす国有地以外の区域</p>	大字下伊勢字土手下	<p>大字下伊勢字土手下のうち二九六、二九七、三〇〇、三〇一、三〇四、三〇四の一及び三〇六と一体をなす国有地以外の区域</p>	大字下伊勢字荒神高下	<p>大字下伊勢字荒神高下のうち三〇七、三〇八及び三〇九の二と一体をなす国有地以外の区域</p>	大字下伊勢字於曾婆	<p>大字下伊勢字於曾婆のうち九六、九七、九八の二、九八の二、九九から一〇三まで、一〇四の二、一〇八の二の一部、一〇九、一一一の二の一部、一一一の二の一部、一一二から一一四まで、一一五の二から一一五の三まで、一一六から一一八までの一部、一一九、一二一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下伊勢字門畑一三八から一四四まで、一四五の一部、一四六の一部、一四七の二の一部、一四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字東出口一五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字内海中二五八から二六三までと一体をなす国有地、大字下伊勢字土手下二九六、二九七、三〇〇、三〇一、三〇四、三〇四の一及び三〇六と一体をなす国有地の一部並びに大字下伊勢字荒神高下三〇七、三〇八及び三〇九の二と一体をなす国有地の一部</p>	大字下伊勢字於曾婆	<p>らと一体をなす国有地以外の区域並びに大字下伊勢字於曾婆一〇四の二の一部、一〇八の二の一部、一〇九、一一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字下伊勢字堂免</p>	<p>一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字下伊勢字八幡土井</p>	<p>大字下伊勢字堂免のうち一七七の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下伊勢字中畦六二の一部、六二の二の一部、六二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字屋奈伊垣七三の一部、七三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字東出口一六三の一部、一六三の二、一六三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一六二の二と一体をなす国有地の一部、大字下伊勢字四反田一六四の二、一六四の三、一六四の四、一六五から一六七まで、一六八の一部、一六九から一七一まで及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字宮ノ前一七九の一部、一八〇の二の一部、一八〇の三、一八一の一部、一八一の二、一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字八幡土井一八三の一部、一八五から一八八まで及び一九六の二と一体をなす国有地、大字下伊勢字前田二〇五から二〇七まで及びこれらと一体をなす国有地、大字下伊勢字西多奈喜二二二の二、二二二の五及び二二二の六と一体をなす国有地の一部、大字上伊勢字助右衛門田三三の一部、三三、三三、三六の二、三六の三、三六の四、三六の五、三六の六、三六の七、三六の八、三六の九及び三九の二並びに大字上伊勢字東宮内四〇次一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下伊勢字前田</p>	<p>大字下伊勢字八幡土井のうち一八三の一部、一八五から一八八まで及び一九六の二と一体をなす国有地以外の区域 大字下伊勢字前田のうち二〇五から二〇七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字下伊勢字西多奈喜</p>	<p>大字下伊勢字西多奈喜のうち二二二の二、二二二の五及び二二二の六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字上伊勢字下ノ屋敷</p>	<p>大字上伊勢字下ノ屋敷のうち一七の三、一八の二、一八の三、一九の二、二〇の四、二〇の五及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇の一及び二〇第一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字上伊勢字花田</p>	<p>大字上伊勢字花田のうち二五の一部、二九の一部、二九の二の一部、三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上伊勢字下ノ屋敷一八の三、一九の二、二〇の四、二〇の五及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇の一及び二〇第一と一体をなす国有地の一部、大字上伊勢字助右衛門田三三の一部、大字上伊勢字上宮屋敷七八の一部、大字下伊勢字賀河ヶ坪五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下伊勢字宮ノ前一七九の一部、一八〇の二の一部、一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字上伊勢字助右衛門田</p>	<p>大字上伊勢字花田二五の一部、二九の一部、二九の二の一部、三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上伊勢字助右衛門田三一、三二、三三の一部、三三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字上伊勢字東宮内四二及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇、四〇の二、四〇の三、四〇の四、四一及び四三と一体をなす国有地の一部、大字上伊勢字松ノ木五七の二並びに大字上伊勢字上宮屋敷七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字上伊勢字東宮内</p>	<p>大字上伊勢字東宮内のうち四二及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇、四〇の二、四〇の三、四一及び四三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字上伊勢字松ノ木</p>	<p>大字上伊勢字松ノ木のうち五七の二以外の区域</p>
<p>大字上伊勢字上宮屋敷</p>	<p>大字上伊勢字上宮屋敷のうち七八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

廃止する字の名称

大字逢束字笛吹、大字逢束字寺田、大字逢束字八反田、大字下伊勢字賀河ヶ坪、大字下伊勢字屋奈伊垣、大字下伊勢字下三反田、大字下伊勢字野際、大字下伊勢字四反田、大字下伊勢字宮ノ前及び大字下伊勢字繩手下

鳥取県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇川地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る下味野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、佐陀川右岸地区第三工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百八十九号

昭和五十七年二月九日付けで河原町から申請のあつた中井地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。